

平成28年度
理事会議事録

《平成28年9月3日（土）開催》

志津まちづくり協議会

【平成28年度「志津まちづくり協議会」理事会議事録】

会議名	平成28年度 第3回「志津まちづくり協議会」理事会
日時	平成28年9月3日（土） 9時30分～10時35分
場所	志津市民センター 大会議室
出席者	会長・副会長・会計、監事、理事、事務局長、事務局長代行 事務局、合計26名
議事録作成者	志津まちづくり協議会 事務局員 政川 純子

1. 開会のあいさつ

◆会長あいさつ

おはようございます。また公私ともにご多用のところ、第3回理事会にご出席いただきましてありがとうございます。本日の次第は、お手元にごございますように、一つは、「指定管理者制度の導入について」平成29年から草津市立志津市民センターから草津市立志津まちづくりセンターに名称が変更します。それと同時に指定管理者制度の導入が計画されています。それについて、2回検討会議を開催し進めてきました。その対応については担当より説明します。それから、「第64回志津ふれあい区民運動会」が10月16日に予定されています。このことについても担当者から説明をいたします。どうぞご支援、ご協力のほどよろしく申し上げます。

◆事務局長

それでは、次第に基づき進めさせていただきます。

本理事会の総数は27名で、本日委任状3名、欠席者2名、出席者22名の出席をいただいておりますことをご報告いたします。また、会則の第18条情報の公開で「協議会の総会・理事会の議事録は、公開する」となっておりますので、本日の会議録は公開させていただきます。ご了承をお願いします。

【資料の確認】

それでは、議事に入らせていただきますが、議事の進行につきましては、会則第11条に「理事会の議長は、理事の中から選出する。」と明記されています。どのように、計らせていただいたらよろしいでしょうか。

〈 事務局一任の声 〉

ただいま、事務局一任というお声をいただきましたので、事務局より指名させていただきます。理事で志津社会福祉協議会会長のUさんをお願いいたします。

Uさん、議長席をお願いします。

◆議長

大役をいただきましたUです。議事がスムーズに進行できますよう、みなさんのご協力をよろしくお願いいたします。それでは、議事に入らせていただきますが、次第の3（1）「指定管理者制度の導入」について、A副会長より説明をお願いします。

◇A副会長

指定管理者制度の導入について検討委員会を2回開催させていただきました。委員の皆さまありがとうございました。それでは、説明させていただきます。

【第1号議案】説明

引き続き別冊【資料1】について説明させていただきます。

【資料2】について説明させていただきます。

資料1・資料2を検討していただきながら、皆様のご審議を賜りたいと思います。

これをもちまして指定管理者制度検討委員会を解散させていただきたいと思います。いろいろ資料が足りない中、真剣にご討議いただきましたことに感謝申し上げます。最後に、事務局長から説明がありましたように、別紙【資料1】【資料2】につきましては回収させていただきますのでよろしくをお願いします。

◆議長

疑問点や質問があればよろしくをお願いします。

◇O 理事

人件費を含めた運営交付金は妥当な金額なのか、内容を知らされていないので分からない。運営上人件費は足りているのか、また、人件費が少ないので事務局の運営にも影響を与えないかそのあたりの内容を聞かせていただきたい。

◇A 副会長

人件費等金額は 17,793,000円と8月24日に公表されました。内訳も公表されましたが、変更されるかもしれない。人件費等十分な金額を加味されていると思います。内訳として科目の金額については上下しても良い。基本的に3年間同額になります。

◇Y 事務局長

職員4人分の人件費1,200万円 時間外手当は付いていないです。内訳は公表されましたが、根拠が明記されていないので積算できない。30日の事務局長会議では内訳は示されましたが、根拠が明記されていないので予算の積算ができなくて困っています。

◇O 理事

いろいろ考えたうえで17,793,000円という数字が妥当なのか、また、14学区全部交付金の金額は全て同じですか。

◇A 副会長

1,779,300円は志津の金額です。他のまちづくり協議会の金額はこちらでは分かりません。施設の大きさ、施設の規模も違います。市はこの金額は何とかなる金額だということで示された金額だと思います。

◇O 理事

今後、指定管理を受託した後の事業展開の中で1200万円という人件費は足りるのか足りないのか、足りない場合は地域の活動に対して力を入れられないということにならないか危惧します。今までと同じ事業展開ができるのか危惧します。

◇A 副会長

今まで通りの事業を継続できると思います。本部、各部長の業務は増える。理事、会員の皆さんにお手伝いをいただかなければならない部分が増えてくると思います。そういった力をいただきながら、今まで行っていた事業については継承していけるとと思います。

◇N 理事

先日研修行ったときに、運営についてはボランティアでしている。施設管理は市が行っていると学んだ。今までの話し合いの中で施設の管理責任までまち協に任されたら、今後会長になる人もいなくなります。責任が重すぎると言っていたはずですが、今回の指定管理の話の中で市

はどのように言っているのか聞かせていただきたい。

◇A 副会長

草津市の場合は、ハード面も全てまち協でお願いしたいという考え方です。

草津市内のどの施設も指定管理者制度は全ての管理、運営を管理することになっているので、今回もこのような形態で指定管理をお願いされていると思います。

損害保険も指定管理料に含まれていますので考えなければと思います。

◇N 理事

1, 200万円が人件費ならば、残りの500万円強で運営、維持管理が十分足りるのですか。吹田市で研修してきたことを活かして考えたのですか。見解を聞かせていただきたい。

◇Y 会長

賠償責任については、市の責任で補償されるものがあるということで、全国市有物件災害共済という保険があります。全国市長会市民総合賠償保険があるので賄えるので大丈夫です。

各学区が独自に立ち上がった組織なので、まち協の会長に手当をだすことはできないという答弁でした。まちづくり協働課は、来年からの3年間は試行期間です。その後どのように進めていくかは相談したいと言っておられます。今後も話し合っていきたいと思います。申請書の締切は9月29日に変更されました。

◇K 理事

施設維持管理等業務に伴う契約行為等、今まで市が行っていた業務などの総てにおいて、まちづくり協議会で行うこととなります。予算とも関わっていくので、人件費以外でわかる範囲で良いので聞かせていただきたい。

◇A 副会長

維持管理についても、14館まとめて契約していくと思っていましたが、各まちづくり協議会でそれぞれ契約していくように市から聞いている。

◇Y 会長

市の入札で決定する方法と地域の業者をお願いする方法とがあります。市の入札価格は、そんなに高くないと思われる。どちらが良いのか3年間で考えていかなければならない。

◇N 理事

施設の維持管理は全て市が管理するという事ではないのですか。

◇A 副会長

細かい積算の根拠が示されていないので何とも言えませんが、市を信じるしかないと思います。市は、ハード面の維持管理費500万円と考えています。

◇Y 事務局長

修繕費は17万円の予算があります。10万円以下の修繕料については、センターで修繕はしてください。10万円を超える場合は市と協議をしてください。大規模な修繕費用については市が見てくれることになっています。

◇N 理事

分かりました。大きな施設の維持管理は市がしてくれることを確認したかった。台風で被害が出たり、大きな損害があった場合、まち協が責任を取らなければならないということは大変なことです。大分中身が分かってきたので安心しました。

◇0 理事

今、まち協が運営している事業等が本当にまち協がしていくことなのかよく考えて、例えば「ふれあい広場」「区民運動会」等今までからずっとしてきた事業がありますが、それだけでなく、地域住民が「住んで良かった」と思えるようなことをしっかり考えながら運営費を運用してほしいと思います。

◇S 理事

まち協事業は報告等で理解できますが、今現在されている公民館事業があると思いますが、よく分からないので今後、まち協が引き継いでいくことになると思うので説明していただきたい。

◆議長

説明をお願いします。

◇B 所長

今、現在行っている業務は3つあります。諸証明の発行、貸館、講座の開催、諸証明の発行については、10月24日からコンビニで発行できます。そのため、29年3月末で市内各市民センター、フェリエで発行を中止します。貸館と講座の開催は指定管理で受けていただきます。講座が少なく、やすらぎ学級と菊づくり講座、しめ縄講座、人権講座です。講座については、引き続きまち協に引き継いでいただくこととなります。

◇0 理事

マイナンバーカードがなければ、コンビニで諸証明の発行はできないということは皆さんご承知ですか。

◇B 所長

マイナンバーカードの申請は、1割程度の方が登録されていると聞いています。市民課は、マイナンバーカードの申請を呼びかけています。私が懸念するのは、高齢者の方がコンビニで今まで通り申請できるのか不安な部分がございますので、まち協が指定管理をする中で支援できるように市民課は検討しているようです。はっきり決まり次第、周知をしていこうと思いますのでよろしくお願いします。

◆議長

いろいろ意見をいただきありがとうございます。理解も深まったと思います。

ご承認いただける方は挙手をお願いします。承認多数の為、この案件につきましては臨時総会に議案として提出いたします。

次に、協議の(2)「第64回志津ふれあい区民運動会」について、体育・健康部長より説明をお願いします。

◇0 部長

「第64回志津ふれあい区民運動会」(案)について説明します。日程についてですが、平成28年10月16日(日)午前9時開会、雨天の場合は中止とします。中止について、前日準備の段階で決定します。開会式については昨年と同様です。「打上花火」については、昨年から打ち上げていない為、プログラムの表紙から削除します。今年度は、競技規則等も変更はありません。参加チームは10チームです。追分町のテントの位置が今年度は、一番手前になります。区民運動会プログラムに少し変更があります。少子高齢化、子どもたちのスポーツの多様化(クラブやスポ少参加)により、運動会の参加者が少なくなっています。そのことにより、プログラムを見直しました。60M走、子ども会対抗リレー、グランドゴルフを廃止したいと思います。今回提示しているプログラムは新しい案です。3競技を省くと35分程時間短縮になります。

そこで、25番「お楽しみジャンケンゲーム」を提案します。次に、最後のページにふれあい区民運動会役員名簿をご覧ください。救護係に看護師を配置します。今の段階では1名ですが、もうひとり加わり、2名を配置する予定です。以上です。

◆U議長

ありがとうございました。皆さんが参加しやすい区民運動会に変えていただき楽しく実施できるようご協力をお願いします。ただ今の、「第64回志津ふれあい区民運動会」について何か質問等ございますか。それでは、質問もないようですので、この案件についてご承認いただける方は挙手をお願いします。挙手、全員です。ありがとうございました。

◇Y会長

プログラムの最後に役員名簿がありますが、ここに掲載されている方には役員委嘱ということでお願いしたいと思います。委嘱状をお渡ししますのでお持ち帰りください。

◆U議長

議長からお願いがございます。臨時総会を10時30分から行いますので、各部長、委員長からの報告は、臨時総会の中でお願いしたいと思いますのでよろしくお願いします。

◇事務局長

U議長ありがとうございました。以上をもちまして理事会を終了させていただきます。なお、引き続き、臨時総会を開催いたしますのでよろしくお願いします。